## TS-40 改訂案(漂流物対策抜粋) 令和2年9月9日

No.	基本設計方針			説明書			保安規定			ニュアル	社内マニュアルにおける
140.	様式条文	施設区分	基本設計方針	説明書 番号	説明書記載	条文番号	内容	備考	二次文書	三次文書	具体的記載案
7	第5条条条(津波)	施設		2 津波へ の配慮に 関する説	3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な 全全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 に係る評価 (3) 評価結果 b. 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系等の機能保持確認 (c) 漂流物による取水性への影響確認 イ、取水口・取水路の閉塞の評価 (二) 発電所構内と構外の調査により抽出された施設・設備等のスクリーニング 発電所構内と構外の調査により抽出された施設・設備等のうち、重量が あり滑動、転動しないもの及び自重が浮力を上回るものについては重量 により漂流物化しないため、フロー結果「I」として漂流物とはならないと した。 また、基礎に設置されている。固定・固維がされているものについては 直接状況により漂流物化しないため、退避に係る手順書等が整備されている。 退避の実効性が確認されているものについては、退避可能であり漂流物化しないため、フロー結果「I」として漂流物とはならないとした。	添付2	5、津 波 5、4 手順書の整備 (1)技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための 活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施すること をマニュアルに定める。 7、津波の襲来が予想される場合の対応 (イ)各GMは、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津液警報等 が発会された場合、高役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避 に関する措置を実施する。 (ウ)土木GMは、浚渫作業で使用する土運船等に関し、発電所を含む地域 域に津波警報等が発令された場合。作業を中断し、陸側作業員の退避 に関する措置を実施する。また、退避が困難な浚渫船等については、係 選等の措置を実施する。 (エ)各GMは、紫急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (オ)各GMは、紫急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (オ)各GMは、紫急離岸地で使用する車面のうち、海水貯留堰への衝 変影響のある車面に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令され た場合、濃流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。		NM-59-03 自然現 象等対応マニュア ル	NM-59-03-KK- D7-103自然現象対 応要領	【NM-59-03・KK-D7-103自然現象対応要領】 4、津波に対する運用上の対応措置 (1)津波の襲来が予想される場合の対応 c. 荷役作業等の停泊船退避 等発生時対応ガイド」及び「浚渫作業及び海上調査時における津波襲来時対応ガイド」に基づ 等発生時対応ガイド」及び「浚渫作業及び海上調査時における津波襲来時対応ガイド」に基づ き実施する。 ・燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う ラ手順等を定める。 ・浚渫作業で使用する土運船等に関し、津波警報等が発令された場合において、作業を中断し、陸側作業員を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う 手順等を定める。また、退避が困難な浚渫船等については、係留等の措置を実施する。 ・車両の退避 当直長は、津波警報/注意報及び大津波警報が発令された場合において、「NM-51-5・KK-H1-507 7号機事故時連転操作手順書(事象ペース)」に基づき、高台への退避を指示する ページングを実施する。 (10)漂流物化防止及び海水貯留堰筒実影響防止の運用 各GMは、大湊側護岸部及び港湾内において、作業等で車両の立ち入りが必要な場合は、漂流物化防止または海水貯留堰筒実影響防止の運用
8	第6条 第51条 (津波)	施設	1.34 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(2) 津波の二次的な影響による原子炉補機冷却海水ポンブ並びに大容量送水車(熱交換器ユニット用)及び大容量送水車(海水取水用)の付属品である水中ボンブ の機能保持確認(中略)発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する適用を保安規定に定めて管理する。	_	_	添付2	5. 津波 5. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための 活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施すること をマニュアルに定める。 カ. 津波評価条件の変更の要否確認 (ア) 各GMは、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を 行う。 (イ) 技術計画GMは、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。		NM-59-03 自然現 象等対応マニュア ル	NM-59-03・KK- D7-103自然現象対 応要領	【NM-59-03・KK-D7-103自然現象対応要領】 IV 津波 5. 津波に対する影響評価 (1)津波の遡上に対する影響評価 各GMは、津波の遡上経路に影響を与える可能性がある荒浜側屋外及び大湊側護岸部に建物等の構造物を設置する場合、「津波影響評価実施ガイド」に基づき技術計画GMによる影響評価を構造物を設置する場合、「津波影響評価実施ガイド」に基づき技術計画GMによる影響評価をのはは、管路に対する影響評価を通りに基づき技術計画GMによる影響評価を受けること。 (3)漂流物に対する影響評価実施ガイド」に基づき技術計画GMによる影響評価を受けること。 (4)防護対象設備の設置箇所に対する影響評価を受けること。 (4)防護対象設備の設置箇所に対する影響評価を受けること。 (4)防護対象設備の設置箇所に対する影響評価を受けること。 (4)防護対象設備の設置箇所に対する影響評価を受けること。 (5)津波に対する影響評価条件の定期的な確認 技術計画GMは、「AlIT-0101-002B 津波基本対策仕様書」に記載の津波防護対象設備の設置位置を変更する場合、「津波影響評価を受けること。 (5)津波に対する影響評価条件の定期的な確認 技術計画GMは、(1) ~ (4)項を踏まえ、津波に対する影響評価条件が適切であるか「津波影響評価実施ガイド」に基づき定期的に確認し、必要に応じ活動の見直し等の措置を行う。 4. 津波に対する運用上の対応措置 (7)漂流物の定期的な調査について 技術計画GMは、津波の襲来により発生する可能性がある漂流物に対する調査手順を「津波影響評価実施ガイド」に定める。

1ページ